# 奨学事業に係る各方面からの指摘等

(日本学生支援機構の奨学金事業に関する記載部分【概要】)

# 1. 行政支出総点検会議「指摘事項~ムダ・ゼロ政府を目指して」(平成20年12月1日 行政支出総点検会議)

- 日本学生支援機構による低利・長期の奨学金事業は教育政策上重要な役割を果たしているが、平成19年度末現在の 延滞債権額が約2,200億円(うち返還期日がきているのは645億円)に上っており、このまま放置すると将来的な国民 負担の大幅な増加が懸念される。
- 人件費・事務費の削減を引き続き進めるとともに、延滞債権等の回収の民間委託や法的措置の強化など、延滞債権 の回収強化策を講ずることにより、奨学金事業に対する一般会計からの負担を縮減すべき。
- 現状では学生のほぼ3人に1人が受給しており、親の年収が相当程度高額である場合でも貸与が受けられるという貸与基準について、貸与先の家庭状況の実態も踏まえ、早急に見直しの検討に着手すべき。

# 2. 「独立行政法人整理合理化計画のフォローアップ」(平成20年12月3日 行政減量・効率化有識者会議)

- 主務省及び機構では、サービサーへの回収委託の拡充、支払督促申立等の法的措置の早期化、住所調査の強化等により、平成23年度までに延滞債権の半減を目指すこととしている。
- 有識者会議としては、回収率が低位な理由の徹底的な分析を行うとともに、融資審査の厳格化、大学別返済率の公表、在学中指導の強化、給与天引きの実施等各般の取り組みを促してきた。
- 主務省における延滞金半減という目標自体は積極的に評価し得るものの、
  - ・ そもそも真に支援が必要な学生に限定するため、家計支持者の年収・所得基準の見直しを行うなどにより、奨 学金事業の対象のこれ以上の拡大を避けること、
  - ・ 「半減目標」の実現可能性にはなお疑問も残るため、これを確実に実現するためには、既存の滞納者も含めた回収業務の民間委託の拡大、信用情報機関の活用等更なる抜本的な対策を早急に講じるとともに、
  - ・ 大学との連携の一層の強化、学生の意識の醸成を図るべきである。
- 主務省及び機構においては、上記の指摘を踏まえた具体的かつ有効な対策を早急に明らかにし、平成 21 年度予算や 次期中期目標・中期計画に反映するととともに、次期中期目標・中期計画においては、奨学金の回収強化に重点を置 き、人件費をはじめとする他の経費の削減を引き続き進め、奨学金事業の一層の効率化に向け、不断に見直しを続け ていくことが重要。

# 3. 「規制改革推進のための第3次答申」(平成20年12月22日 規制改革会議)

# (1) 問題意識

○ 奨学金貸与事業における、回収業務については、平成19年度における要回収額に係る回収率は79.2%であり、

平成17年度、18年度に比して向上はしているが、引き続き回収率の更なる向上が必要。

- 回収率向上及び機構としての業務効率向上の観点から、延滞者に対しては更に早期に法的措置をとることが望ま しい。
- 機関保証制度について、平成 20 年度に財務省が実施した「財政融資資金融通先等実地監査」において、機構から債務者への督促が不十分であること等により、日本国際教育支援協会への請求要件を具備せず請求に至っていない代位弁済請求未了の債権が 797 件、債権額 1,021 百万円 (平成 20 年 2 月現在、第一種学資金を含む) の存在が確認された。同制度加入率が大幅に伸びてきており、奨学金貸与事業における同制度の役割が今後益々大きくなっていく中で、このような不適切な業務の実態が明らかになったことは憂慮すべき事態。

# (2) 具体的施策

- (ア) 奨学金延滞者に対する早期の法的措置の実施
  - 現在は、延滞1年以上の者を対象として法的措置を実施しているところ、平成21年度からは原則延滞9ヶ月 以上の者全員を対象とする、との方向性が文部科学省から示されている。
  - 再三の督促に応じない延滞者に対しては、延滞 9 ヶ月未満の者に対しても法的措置を実施すべく、具体的方策について検討し、結論を得るべき。
- (イ)「機関保証制度」における代位弁済請求にかかる態勢の整備
  - 「機関保証制度」については、平成20年度に財務省が実施した「財政融資資金融通先等実地監査」において、機構から債務者への督促が不十分であること等により、日本国際教育支援協会への請求要件を具備せず請求に至っていない代位弁済請求未了の債権が797件、債権額1,021百万円(平成20年2月現在、第一種学資金を含む)の存在が確認された。
  - 同制度加入率は大幅に伸びてきており、奨学金貸与事業における同制度の役割は今後益々大きくなっていく ものと考えられる。ゆえに同制度において代位弁済請求が着実に実行されるよう早急に態勢を整備すべき。

# 4. 「無駄遣い撲滅対策について」(平成20年12月24日 自由民主党政務調査会無駄遣い撲滅プロジェクトチーム)

- 奨学金事業については滞納が急増し、延滞債権が2,200億円にも上っており、滞納分が国費に付け回しされている。
- 平成23年度までに延滞債権の半減を目指し回収強化すること。
- 機構職員の人件費、管理運営費を抜本的に見直し、現在非効率性が指摘される独立行政法人の回収業務は民間に委託することにより、法人への運営費交付金(20年度予算:76億円)を抑制すべき。
- 国の奨学金は維持しつつ、5年後(中期計画策定時)を目途に、機構運営の抜本的改革を行うべき。

# 5. 平成 21 年度予算執行調査 (平成 21 年 7 月 3 日 財務省主計局)

# (1)調査の概要

#### 【調査の方法】

文部科学省と機構の協力を得て、無作為抽出により、延滞者1,000名にアンケート調査を実施。

# 【調査の視点】

- ① 回収業務が効果的・厳格に実施されているか。
- ② 延滞者の滞納原因と実態。

#### (2) 調査結果及びその分析

- 機構は、延滞1ヶ月から毎月通知と電話督促を実施しているが、実際には、延滞者のうち約3人に1人が電話 督促を受けた記憶が全くなく、督促自体も返還を求められず厳しいとは感じておらず、督促が効果的・厳格に実 施されているとはいい難い。
- 全体では「収入が少なく全く返還不能」との回答が最も多い。他方、延滞9ヶ月以上の者の中には、返還額を 減額すれば返還可能な者が約3人に1人いることが判明。

# (3) 今後の改善点・検討の方向性

- 電話督促などは効果的・厳格に実施されておらず、初期延滞の督促強化を行うべき。
- 行政減量・効率化有識者会議(20年12月)「延滞半減目標の実現可能性にはなお疑問も残る」との指摘。しかも、20年度末の延滞債権額が増加しており、更なる回収強化策の検討は急務である。返還意欲を継続させる観点からも、回収強化のなかで、少額でも返還してもらうよう強く促していくべき。 (⇒延滞者のニーズに対応。返還者が増加し国費も抑制。)
- 今後とも、将来の貸付財源を確保するため、「少しでも返せる人」、「返さない人」への回収を更に強化すべき。

# 6.「学資金貸与事業における割賦金の回収及び返還期限猶予に関する指導に必要となる債務者住所の把握について」(平成21年10月23日 会計検査院)

# (1) 検査結果

- 機構における住所不明者に係る延滞債権は、19事業年度末における3ヶ月以上延滞債権214,220件、2252億5466 万余円のうち13,269件、132億8282万余円となっていて、件数比で6.1%、金額比で5.8%を占める状況となっている。
- 機構は、債務者の住所等を把握できているとしているが、実際には債務者に連絡を取ることができなかったり、 住所不明者であることが新たに判明したりする事態が生じており、19事業年度末における債務者の住所等を確実 に把握できていない延滞債権は、住所不明者に係る3ヶ月以上延滞債権額132億8282万余円にとどまらず、3か月 以上延滞債権額2252億5466万余円の大宗を占めるものと思慮される。
- 機構が返還期限猶予について指導したり周知したりしているとしているにもかかわらず、住所を把握できている債務者の中に潜在的返還期限猶予対象者が多数見受けられる事態が生じている状況にあっては、住所不明者や連絡をとることができない債務者の中にも潜在的返還期限猶予対象者が多数存在するものと思料される。
- 新規債務者に係る3か月以上延滞債権から一部抽出して住所不明者として整理している債務者に係る延滞債権 の件数比を見てみると4.3%(金額比で5.4%)となっており、これは、3か月以上延滞債権全体における住所不 明者の割合(件数比で6.1%、金額比で5.8%)に相当程度近いものとなっていることから、住所不明者は、毎事 業年度、新規債務者の段階から相当な割合で発生しているものと思料される。

# (2) 改善の処置が要求された事項

○ 住所不明者が判明した場合や連絡をとることができなくなった場合は、直ちに調査する体制を整備するととも に、債務者の出身大学等との連携強化を図ったり、関係機関の情報を債務者の住所等の把握に活用したりなどす る体制を整備すること。 ○ 延滞した割賦金を回収するために債務者に督促等をする機会を通じて、債務者の実情の調査及び潜在的返還期 限猶予対象者の把握に努めるなどの体制を整備すること。

# 7. 「事業仕分け」WG評価結果(平成21年11月25日 行政刷新会議)

○ 評価結果

見直しを行う(回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方を中心に)

○ とりまとめコメント

大学等奨学金については、見直しを行わないという意見が2名、見直しを行うという意見が14名であった。借金であるから回収を強化すべきという意見が多い一方で、返済方法についての柔軟性や、給付型奨学金を検討すべきという意見もあった。また、(独)日本学生支援機構のあり方については見直しが必要であるとの意見が複数あった。WGとしては、回収の強化、給付型奨学金、経済状況への柔軟な対応、独立行政法人のあり方、といった点を中心に、見直しを行う方向でまとめる。

- 8. 「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」 (平成 21 年 12 月 9 日 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)
  - 平成20年度の当年度分回収率には若干の改善が図られているものの、延滞分回収率については改善が見られない。 今後の評価に当たっては、延滞状況ごとの回収実績について評価結果等で明らかにするとともに、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」で取りまとめられた返還促進策、延滞状況に応じて実施する延滞抑制策・回収強化策による回収率向上の効果を把握分析した上で、全体に係る回収率、当年度分回収率、延滞分回収率の状況について厳格な評価を行うべき。
  - 現行の中期目標については、「目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証」することとされていることから、今後の評価に当たっては、奨学金貸与事業が今後とも成り立ち得るのかという観点から、回収率の目標設定の妥当性に係る検証状況について、毎年度厳格な評価を行うべき。
  - 「日本学生支援機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」(平成18年11月27日)において、保証機関 へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることの内容、債務保証の収支、 代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとしている。このため、機構に設置された 機関保証制度検証委員会において報告書が取りまとめられ、機関保証制度が適正に機能するように機構及び協会において取り組むべき事項と検討すべき事項について報告がなされている。今後の評価に当たっては、上記委員会の報告を踏まえた取組状況や蓄積された制度利用者にかかる実績データを基に、機関保証の妥当性に係る検証結果について 毎年度厳格な評価を行うべき。
  - 返還猶予や住所変更を受け付ける電話相談業務について、平成20年度においては、臨時相談窓口を開設したり、夜間を含めた対応人員を増加するなどのサービス強化が図られたところであるが、それらの取組状況等についての評価は行われていない。近年の経済情勢の悪化等により、返還困難者からの返還猶予等に係る電話相談件数が増加することが予想されるところ。今後の評価に当たっては、電話相談業務の実施状況、サービスの改善効果等を明らかにした上で評価を行うべき。

# 9. 「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」(平成22年3月31日 財務省理財局)

# (1)機関保証制度について

- 前回存在を指摘した代位弁済請求未了債権(797件、1,021百万円)のうち、79件、111百万円については、未だ 請求がなされていない。更に、前回の指摘後に発生した分を含めると平成22年1月末時点における請求未了債権の 総数は3,090件、4,784百万円と大幅に増加している。
- 機関保証制度検証委員会の報告(平成21年3月)において、「代位弁済基準の運用が恣意的なものとならないよう、現在の代位弁済基準の抽象的部分は、 客観的にある程度判断できる、できるだけ明確な基準に見直すべきこと。」とされた点については、未だ見直しが実施されていない。
- 既に債務者に対して期限の利益を喪失させている債権であるにもかかわらず、代位弁済請求の直前の日に、再度、「期限の利益剥奪通知書」を送付するとともに、当該通知を行った日をもって期限の利益を喪失したものとして代位弁済請求額(延滞金等)を算定し、協会へ請求を行っている。

# (2) 法的処理について

- 支払督促申立予告書発送後応答が無い場合、原則として全てのものに対し支払督促申立を実施することとなっているにもかかわらず、18年度から21年度に支払督促申立予告を行った約8万9千件から、応答があった者を除いた約5万1千件のうち、約3万9千件について支払督促申立を実施していない。
- 18年度から21年度に支払督促申立予告を行い、債務名義を取得した3,024件のうち、強制執行予告を実施した件数が934件(約31%)に留まっている。
- 裁判上の和解が成立したものの和解調書どおりの返済がない者に対して督促を繰り返し、強制執行予告を行っていない。また、支払督促申立予告後、債務者側からの求めに応じ分割返還を承認したものの分割返還計画書どおりの返済がない者に対して督促を繰り返し、支払督促申立を行っていない。
- 法的措置全体に関する今後の処理方針等が策定されていない。

# (3) 時効の管理について

- 支払督促申立が未実施の事案の中に、8年以上延滞債権が約1万3千件含まれている状況である等、債権の時 効の中断に向けた処理が行われていない。
- 10. 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ(平成22年9月2日 文部科学省 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証チーム)